

財務省告示第二百八十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平

成十七年七月二十日に発行する利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十七年七月十九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二

二 号及び記 七十一回）

三 発行の根拠 財政法（昭和十二年法律第三

四 法律及びそ 十四号）第四條第一項及び平

五 の法条項及びそ 十七年公債の発行の特例等に關す

六 十の公債の発行の特例等に關す

七 めの公債の発行の特例等に關す

八 法律（平成十七年法律第十九

九 号）第二條第一項並びに国債整

理基金特別会計法（明治三十九

年法律第六号）第五條第一項

三 社債等の振替に關する法律（平

四 成十三年法律第七十五号。以下

五 振替法の適 用を受けるものとし、その振替

六 用を日本郵政公社による国債の募

七 機関は日本銀行とする。

八 日本郵政公社による国債の募

九 日取扱い及び取得による発行

五 額面金額で二百五十億円

六 うち、財政法第四條第一項の規

七 定に基き、発行する利付国債に

八 ついては、額面金額で十五億

九 十万円、平成十七年度におけ

一 る財政運営のため法律第二條第

二 の特例等に關する法律第二條第

三 一項の規定に基き、発行する利

四 付国債の額面金額を、額面金額

五 五十億に、額面金額を、額面金

六 額を、額面金額を、額面金額を

七 額を、額面金額を、額面金額を

八 額を、額面金額を、額面金額を

九 額を、額面金額を、額面金額を

一 額を、額面金額を、額面金額を

二 額を、額面金額を、額面金額を

七六 払込金額

八 振替単位

十九 発行価格

十一 利率
十二 経過利率

の規定に基づき発行する利付国債に於いては、額面金額で百七十九億九千三百万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十七年七月二十日

十銭 額面金額百円につき九十九円九十一パーセント
日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2}{100} \times \frac{30}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座につき記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式による算出した金額から当該金額の二十パーセントを乗じた金額に於いて、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合に、前記(一)の算式による算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得除外税率を乗じた金額を控除する。

十三 初期利子

するることができる。

平成十七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還総額} \times 1.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十七年六月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 募集期間

平成十七年七月七日から平成十七年七月十三日まで

十九 払込期日

平成十七年七月二十日